

第1回環境影響評価審査会等における主な委員意見及びその対応方針案

○：第1回審査会 ●：意見提出 追加意見提出（安藤委員、各委員には別葉で当日配布）

	意見の概要	対 応 方 針 案
1	基本的事項について ○他の自治体では時間をかけて検討しているようだが、1年ぐらいの期間で基本構想の検討は可能なのか。（中島） ○広島市独自の環境アセスメント制度を構築するためには、十分議論する時間を確保する必要がある。（安藤） ○まずは、制度の性格や対象から議論を始めるべきではないか。（大森） ●基本的な考え方は賛成である。（於保） ●この構想案骨子が広島市の基本的な考え方を示したものであるとすれば、コンサルタント会社の報告書に含めるのは、妥当ではない。提案の責任を明示するためにも、調査業務報告書とは別に提案していただきたい。（安藤）	○今年度は、制度の基本的なあり方をとりまとめ、基本構想として策定することとしてスケジュールを考えている。審議状況によっては、柔軟にスケジュールの変更を考えていく。 ○制度の性格（目的）や対象範囲については、重要な検討事項であるので、第2回審査会から十分な時間をかけて審議を行う。 ○「第4章 構想案骨子」が広島市が策定しようとしている基本構想のたたき台であり、「第1～3章」までは、説明資料となっている。ご指摘のとおり、「第4章 構想案骨子」を調査業務報告書とは別に、改めて審査会に提案させていただきたい。

	意見の概要	対 応 方 針 案
	○「総合環境アセスメント」という名称は、わかりにくいのではないか。(関) ●この制度の内容については基本的に賛成ですが、表題については幾分違和感があります。具体的に言えば、「広島市総合環境アセスメント制度」とありますが、実体は「広島市総合意思決定制度」で、環境アセスメントはその一部にしか過ぎません。他に社会・経済アセスメントもあり、国、県、民間にこの制度を適用することはできません。すなわち、広島市単独の事業に対してのみ適用できます。この制度の中で環境は主役でもないし、広島市単独事業のみが対象では「総合環境アセスメント」とは呼べないように感じます。(吉國) ●名称の「<u>広島市総合環境アセスメント制度</u>」は、<u>実体の把握が難しい表現である。「戦略的」も同様に、その名称から内容を把握することが困難である。もう少し実体を表す表現を考える必要がある。例えば「広島市環境計画アセスメント制度」、「広島市環境政策アセスメント制度」、「広島市環境管理アセスメント制度」などの表現の方が実体を把握しやすいのではないか。</u>(安藤)	○本制度は、現行の環境アセスメント制度と比較して、以下の点で総合的であることより、「総合環境アセスメント」という名称を採用した。 予測・評価の総合性：社会経済面（事業面）の影響を予測・評価の対象とし、環境面での累積的・複合的影響の予測・評価を目指す。 意思決定過程での評価の総合性：意思決定過程で、環境面と社会経済面（事業面）での評価を統合することを目指す。 ○環境アセスメント制度は、環境面での情報提供・意思形成の場であり、意思決定の場とは位置付けられていません。 ○対象計画等については、後述しますが、本市事業のみが対象ではありません。 ○制度の名称については、今後、取りまとめていく基本構想の内容にふさわしい名称となるよう、市民意見等を踏まえ最終的に結論をだすことにする。

	意見の概要	対 応 方 針 案
2	第1節 定義 「事業計画等のより早期の段階において環境配慮の実現を…戦略的環境アセスメント…など広範な概念を含むものである。」 ●この定義に以下の疑問があります。 ・ここでは「事業実施段階」と「事業計画段階」を明確に区別していますが、制度上の手続きにおいて、明確に区別できるものですか。公共事業と私企業の事業に分けて教えてください。 ・事業計画の環境配慮は、たとえそれが早期段階であっても、個別事業を対象とする限り、第5節の意見で述べたとおり、累積的環境影響評価などSEA固有の「概念を含む」ことはないと考えます。(中島) ●「事業計画等のより早期の段階において」を「事業計画の作成等のより早期の段階において」としてはどうか。(安藤)	○一般的に、事業を実施する場合、基本構想・基本計画（複数案の検討）、基本設計、実施設計、工事設計、工事施行の順となります。 事業実施段階とは、基本設計段階をいい、事業アセスの手続きは、事業の概略が決定する基本設計が終わった後、行われることになります。 ○ご指摘のとおり、個別事業の計画段階のアセスは、国際的に言われているSEAではありません。総合環境アセスメントの定義で示したとおり、本市が目指しているものは、SEAあるいは計画段階における環境アセスメントなど広範な概念を含むこととしています。 ○ご指摘の趣旨を踏まえ、表現を検討します。
3	第2節 背景 ●<u>広島市の過去のアセスメントの問題点を指摘する必要がある。広島市がSEAの必要性を感じるのは、国や他の事業体が始めたから検討するのではなく、過去の取り組みの反省から生じたものであり、その必要性は過去のアセスメントでたびたび指摘されて来たことである。このことについて全く触れられていないのは遺憾である。(安藤)</u> ●<u>表現についても舌足らずの感があるので、全面改定をお願いしたい。(安藤)</u>	○ご指摘のとおりであり、SEAの必要性として、第一に事業アセスの限界があることは、広島市のみならず、全国の自治体で同様の認識であり、背景の第1番目に記載している。次いで、3，4番目で国内外の検討状況を述べている。 ○ご指摘の趣旨を踏まえて、内容を検討する。
4	第3節 目的 ●「計画等の採否にあたり事業費等の社会経済面の評価だけでなく」の「事業費」は事柄を矮小化し過ぎている。「地域経済等」の表現に変えるか、あるいは省略する。(安藤)	○ご指摘のと趣旨を踏まえて、表現を検討する。

	意見の概要	対 応 方 針 案
5	第4節 基本理念 ● <u>この制度の基本理念は、記載されている3項目だけだろうか。上記の目的を達成するために必要な理念も述べるべきである。また、3項目についても内容の吟味が必要である。(安藤)</u> ● 2 計画等策定者... 「成長段階から脱し...説明責任を果たすためには、...計画策定者の説明責任を果たすことが...」←繰り返し。(中島) ● 3 「市民と行政が対等な立場で計画等の決定...」←行政は市民に奉仕する立場でありますから、「対等な立場」と位置づけてよいかどうか疑問です。(中島)	○ 各委員の皆様で、十分な議論をしていただきたい。 ○ ご指摘のとおりであり、表現を改めます。 ○ ご指摘の趣旨を踏まえて、「市民との良好なパートナーシップのもとに計画等の決定」など表現を改めます。

	意見の概要	対 応 方 針 案
6	第5節 対象計画等の考え方 ○この基本構想の策定が、国等の動向により仕方なく制度を検討するのか、自ら先頭を切って一步進んだ制度を目指すのかにより、対象とする計画等の範囲も変わってくるのではないかと。(フク) ○制度の対象については、政策・計画の区分に係わりなく、可能なものについては遡って適用すべきである。(宮田) ○民間事業者が策定する計画等については、対象とするのは難しいのではないかと。(中島) ○民間事業を対象から外すと制度を実施する意義が失われる。民間事業者が策定する計画等も対象とする方法はあると考えている。(安藤) ○本当に、戦略的環境アセスメントを目指すのであれば、「広島市が実施しようとする個別事業の計画等から始めるのが考えやすいため、まずこれから始める」などと記述すべきではないかと。(於保) ●企業あるいは個人による開発へのS E Aが大きな問題である。前回でも、これが困難であるという意見と、これをやらずして、何のS E Aかという意見もあった。 現在、廿日市市でも個人による大規模開発をめぐって、難しい問題が起きている。(関) ●「戦略的環境アセスメントは、本来、政策や個別事業の上位計画をも対象とするものであるが、…」は間違いです。正しくは「戦略的環境アセスメントは、本来、政策や個別事業の上位計画を対象とするものであるが、…」となります。「も」が入ると、あたかも個別事業が含まれるように、戦略的環境アセスメントの定義を曲げてしまいます。この後で述べられるような個別事業を対象とするためのレトリックが用意されていると疑われてしまいます。(中島)	○本市においては、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成11年3月)を制定し、また、この条例に基づき「広島市環境基本計画」(平成13年10月)を策定し、これらに基づいて、総合的・計画的に環境施策を進めている。 広島市総合環境アセスメントは、事業計画等のより早期の段階において環境配慮の実現を目指すものであり、この基本計画の中で、本市の環境施策を総合的・計画的に進めるための主要な施策の一つとして位置付けられている。 ○この広島市総合環境アセスメント基本構想は、長期的な視野に立って、総合環境アセスメントのあり方に関わる基本的な考え方を示すものであり、その制度化は、この基本構想に基づき、実施可能性の高いものから具現化することと進めることとする。 ○対象として考えられる計画等は、政策、個別事業の上位計画、個別事業の基本構想・基本計画などが考えられ、これらは、非常に広範であり、その内容や策定手続が多岐に渡っている。また、政策は、その内容において抽象度が高く、かつ多様であるとともに、それぞれの政策毎に固有の意思決定プロセスを持っており、共通する原則を導き出し、体系的な手続を設けることはなじみにくいと考えられる。 ○したがって、本基本構想については、広島市域を対象範囲として策定される計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれ大きいものについて、意思形成のより上位(またはより早期)段階を視野に入れ策定するものとする。 ○計画等への環境アセスメント制度は、国内ではまだ実例が少ないため、的確な制度運用の実績を積み重ねていく必要がある。 ○今後、当面の制度化にあたっては、市が策定する計画等のうち、個別事業の基本構想・基本計画を適用範囲とし、運用実績の積み重ねを通じて、制度の一層の改善を図り、実施可能性が出てきたものについては対象に含めることとする。 ○ご指摘のとおり訂正する。

	意見の概要	対 応 方 針 案
	●「したがって、当面の制度化にあたっては、広島市が実施する個別事業の計画等の立案段階に適用し、その後、徐々に適用範囲を拡大することが現実的である。」 この「適用範囲」の方針に賛成できません。理由は以下の通りです。(中島) ・戦略環境アセスメントは、政策・計画・プログラムなどの上位計画を対象とするものであり、個別事業は含まれていません。SEAの看板のもとでSEAの定義に含まれない個別事業を対象にすることは自己矛盾です。 ・そもそもSEAが実施されるようになったのは、第2節の背景に述べてあるとおり、個別事業のアセスでは評価できない累積的や複合的影響を評価するためです。それらSEAの効果を狙いながら(第2節 背景)「個別事業の立案段階」を対象とするのは根本的な矛盾です。 ・たとえ「個別事業の立案段階」であっても、個別事業を対象とする限り、累積的複合的環境影響を評価するSEAの目的が達成できないことは明らかです。 ・新制度においてゼロ代替案・複数代替案や市民参加をうたっても、上位計画を対象とせず個別事業を対象とする限り、SEAの精神および概念とは根本的に矛盾します。本来、ゼロ代替案・複数代替案・市民参加は個別事業のアセスであっても含まれるべきものです。 ・たとえ個別事業の「立案段階」から開始して「その後、徐々に適用範囲を拡大」するとしても、SEAが対象とする上位計画に適用する制度的な保障がありません。上位計画の適用に各部局は必ず抵抗するでしょうから、各部局に配慮して骨抜き総合アセスを形だけ導入しようとしている、と疑われてもしかたないでしょう。 ・もし対象が「個別事業の立案段階」であれば、「早期のアセス」を保障するべく、現行の環境アセスメント条例を改定すれば済むことです。	○本市が目指しているものは、SEAあるいは計画段階における環境アセスメントなど広範な概念を含むこととしています。 ○ご指摘いただいたとおり、SEAのすべての要素、計画等のより早い段階で、ゼロ代替を含めた複数案について、環境面と社会経済面とを統合した予測・評価や累積的・複合的な環境影響の予測・評価を行い、その意思形成過程における実効性のある市民参加を含んだ制度とするのが、最善と考えますが、当面、実現性の高い事業アセスからのアプローチにより、実績を重ね、徐々に適用範囲を拡大し、本来のSEAにもっていくという考えです。 ○制度的な保障については、 第5節 対象計画等の考え方で整理します。(広島市総合環境アセスメントにおいては、まず、市の計画のうち、個別事業の基本構想・基本計画を適用対象とし、適用範囲は事例を積み重ねながら拡大していくこととする。) ○条例化については、環境面と社会経済面との統合した予測評価や累積的・複合的予測評価の知見の集積、関係法令との整合等社会的熟度を勘案しながら、将来の検討課題と考えています。

	意見の概要	対 応 方 針 案
	・SEA の概念と定義は国際的に認知されていますから、勝手に広島式に変えることはできません。 ●私の提案：適用範囲は「個別事業の計画等の立案段階」ではなく、SEA の定義に含まれる政策・計画・プログラムとするか、少なくとも上位計画を適用範囲にするべきであると考えます。そして個別事業については現行のアセス条例で早期に行なうことにする。（中島） ●ここでは「広島市が実施する個別事業…」とあるように広島市の事業を対象にする、と述べられていますので、私企業の事業は対象外であると理解します。しかし、私企業の事業も対象にするべきとの意見がありますので、もし私企業のそれを対象とする現実的な方法が提案されれば、企業活動への SEA の適用も検討してよいと思います。（中島） ●<u>民間事業を除外したら、意義が半減する。「基本条例」、「基本計画」、「配慮指針」を活用しつつ、民間事業を対象事業として組み入れる必要がある。（安藤）</u>	

	意見の概要	対 応 方 針 案
7	第7節 手続きのあり方 ○総合環境アセスメントの評価結果を計画等の策定プロセスにフィードバックするための仕組みが必要である。(安藤) ●本制度に基づくアセスメントは、現行のアセスメントに先立って行われることになる、とあるが、現行のアセスメントの結果、先に行われたアセスメントに立ち戻ることが必要だと判断された時、元に戻って考えるルートを明確にしておくことが大切だと思う。(宮田) ●4 市民関与 および 5 公聴会 「市民関与」よりも積極的な意味を込めて「市民参加」の言葉を使いたい。単なる「意見聴取」ではなく、「市民の意見を反映するための双方向の対話」を目指したい。(中島) ●「対話型」の公聴会制度は望ましいことであるが、このことを実現するための工夫を考える必要がある。(於保)	○計画策定者、市民、環境部局との健全な情報交流が確保されることにより、フィードバックシステムは必然的に機能すると考えています。 ○ご指摘の趣旨を踏まえて、内容を検討する。
8	第8節 調査、予想及び評価のあり方 ○複数の事業の累積的・複合的な影響の評価を行うためには、その予測手法を構築する必要がある。(吉國) ○複数の事業が同時並行的に行われる場合、誰が、どのような権限で制限していくのか決める必要がある。(吉國) ○累積的(広域的)な影響評価を行う必要があり、そのような観点から、制度のあり方を検討すべきである。(安藤) ●計画等策定者が民間の場合、“複数案の比較検討”は実際問題として困難なことが多いと思われる。こんな場合、どう扱えばよいのか。(宮田)	○累積的・複合的影響の予測評価(第8節 3)に示してあるとおり、具体的な手法については検討・整理することになっている。

	意見の概要	対 応 方 針 案
9	その他 ○県道江府三次線の事例を資料に加えてもらいたい。(関)	○地域高規格道路江府三次道路(高尾～三坂)については、別添資料のとおりであり、ご指摘のとおり、計画段階にあっては、複数のルートが検討され、専門家の意見を聴いて、ルート決定がされたものである。しかしながら、その検討内容については、情報公開されていない。
	○現行の事業アセスメント制度との関係について整理するべきである。(宮田)	○今後の課題(第9節 3)に示してあるとおり、検討・整理することになっている。
	○庁内の事業部局の意見の資料を追加してもらいたい。(今岡)	○事業部局の意見については、現在、取りまとめているので、まとめ次第、審査会の資料とする。
	●実行に移すためには次の事柄について配慮しなければならないと考える。(於保) ・長期的な展望を考える場合、広島市として、市の生活環境等をどのように発展維持しようとするかの基本的考え方、計画の骨子が是非必要である。広島市と民間との動きに齟齬ができることが十分に考えられる。 ・当面は広島市が実施しようとする個別事業から行わざるを得ないと思うが、その際、「計画策定部局との調整」(P.24)が行われることになるが、この会議では各局長を委員として、その下に幹事会や分科会が置かれ、大きくなりすぎて動きが悪い会議となる可能性が大である。この会議をリードしていくようなフットワークの良い部局ないし専門家集団(少人数の市の職員で構成)が必要ではないだろうか。	○本市では、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成11年3月)を制定し、この条例に基づき「広島市環境基本計画」(平成13年10月)を策定し、これらに基づいて、総合的・計画的に環境施策を進めている。 ○今後、制度を具体化していく際には、計画策定部局の実務者とのワーキンググループでの検討は不可欠と考えている。

	意見の概要	対 応 方 針 案
	●「骨子」等で使用されている「計画」という言葉について、使われている場所によって「地域計画」のような上位の広範囲な計画を意味している場合と「事業計画」という個別の計画を意味している場合があるように思い。少しわかりにくい部分を感じます。（矢野）	○今後、「計画」等の用語については、精査し明確に使い分けするなど分かりやすいものにする。
	●<u>第6節以下の項目について、上記の考え方に依存しており、上記1～6に関する審査会の意見が固まった段階で、改めて意見を述べる。（安藤）</u>	